



「汚物」や「おう吐物」で衣類が汚れたら・・・どうしますか？

12月に入り冬本番！寒くなり風邪等、体調を崩しやすいシーズンになりました。
インフルエンザやノロウイルス・感染性胃腸炎等、嘔吐や下痢を伴う感染症が流行するのもこの時期です。
もしも大切な衣類を嘔吐物等で汚してしまったら・・・クリーニング店から大切なお願いがあります

★嘔吐物・汚物・・・「嘔吐物や汚物の付着した衣類・布団類」はクリーニング出来ません！

法律（クリーニング業法）により、下記のように定められています。

「伝染性疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯する時は、その前に消毒する事。」

嘔吐物・し尿等汚物は「汚染のおそれのある物」に該当し、消毒することが義務つけられているのです。
このような消毒が必要な洗濯物を「指定洗濯物」といい、「指定洗濯物取扱施設」という特別な施設でしか処理をすることが出来ません。クリーニング店では扱う事が出来ないのです。

もし嘔吐物や汚物が付着してしまった場合は一度、ご自分で洗浄・消毒してからお持ちください。

★ご家庭での「嘔吐物や汚物で汚れた衣類の洗浄・消毒方法」

●手順

1) 下洗い

洗剤を入れた水の中で静かにもみ洗いをします。



2) 消毒

下洗いをした衣類を「熱湯消毒」・・・85度以上の熱湯で1分間

又は塩素系漂白剤で消毒・・・500mlにキャップ半分の塩素系漂白剤

3) 洗濯

通常通りの洗濯を行います。



●注意点

1) 必ず他の衣類とは分けて、処理を行って下さい

2) 二次感染防止の為必ず、「ゴム手袋」・「マスク」「エプロン」を着用します。

使用後、周囲を汚染しない為にビニール袋などに入れ密封して廃棄して下さい。

3) 下洗いに使用した場所やバケツも塩素系漂白剤で消毒後、洗剤で掃除をする必要があります。

4) 塩素系漂白剤は、衣類によっては、「色落ち」の原因になってしまう事があります。

薬剤の「使用上の注意」をよく読んで、正しく使用して下さい。

=衣類のお持ち込は、配慮をお願いします！=

クリーニング店であれば、なんでも洗えるというわけではありません。

汚物の付着した洗濯物をお持ち頂くと、感染症の感染を促すことになってしまいます。

また、汚物だけでなく「血液の付いた衣類」や「ペット用品」など、一定の配慮をお願いします。